

報告第 2 2 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件 名 [契約の相手方]	金額変更(円)		増減率 (%)	工期変更		変更理由
			①議決金額	②変更後金額		①議決工期	②変更後工期	
79	R4. 9. 30 令和4年 第3回足立区 議会定例会で 承認79号	東綾瀬中学校改築工事請負契約 [三浦・田中・新井建設共同企業体]	①	4,992,900,000		①	R6. 7. 31	
	②		4,996,552,000				(1) 杭打設位置変更の必要性が生じたため。	
12	R5. 6. 13 令和5年 第2回足立区 議会定例会で 報告12号		③	3,652,000	0.07%			
	(処分日) R5. 11. 8 (契約変更日) R5. 11. 8		②	5,086,752,000				(1) インフレスライド条項の適用。
			③	90,200,000	1.88%			
92	R4. 9. 30 令和4年 第3回足立区 議会定例会で 承認92号	東綾瀬中学校改築電気設備工事請負 契約 [トーテック・洸新建設共同企業体]	①	539,000,000		①	R6. 8. 16	
	②		551,793,000				(1) インフレスライド条項の適用。	
	(処分日) R5. 11. 8 (契約変更日) R5. 11. 8		③	12,793,000	2.37%			
93	R4. 9. 30 令和4年 第3回足立区 議会定例会で 承認93号	東綾瀬中学校改築空調設備工事請負 契約 [水工房・カンノ建設共同企業体]	①	487,300,000		①	R6. 8. 16	
	②		527,901,000				(1) インフレスライド条項の適用。	
	(処分日) R5. 11. 8 (契約変更日) R5. 11. 8		③	40,601,000	8.33%			

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件名 [契約の相手方]	金額変更(円) ①議決金額 ②変更後金額 ③変更金額	増減率 (%)	工期変更 ①議決工期 ②変更後工期	変更理由
94	R4. 9. 30 令和4年 第3回足立区 議会定例会で 承認94号	東綾瀬中学校改築給排水衛生設備 工事請負契約 [東管・中村設備建設共同企業体]	① 493, 900, 000		① R6. 8. 16	
	(処分日) R5. 11. 8 (契約変更日) R5. 11. 8		② 509, 707, 000 ③ 15, 807, 000	3. 20%		(1) インフレスライド条項の 適用。